（郵逓局認可）　（本號六面）　（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

第千五百五十一號
明治二十年四月一日　金曜日
舊丁亥三月八日　（丙申）
日出午前五時四十九分　入午後六時二十分
月出午前十時四十七分　入午前零時十七分
滿潮午前十時十分　午後十時三十五分
（西暦一千八百八十七年）

時事報報

左の一篇は商店主人が店の者を取扱ふの心得とも爲るべき條々を思ひ付きのまゝ〳〵極通俗に綴りたるものにして固より大方に示す可きものに非ざれども刷か揚かて衆覽を煩はすと云爾

商家の心得

愛ふ誠る種の商店と開くときは其商店の大小に應じて番頭小僧即ち店の者を雇はざる可らず之を雇ふに當りては其人物を撰ひと肝要ならんを多くの公衆に對して其歓心を買ひ公衆をして我れと愛顧して我周圍に來ることを樂ましひるの位置に在るものは其外貌或は性質等に於て人氣を寄する徴所即ちAttractive pointを備へざる可らず俳優藝者幇間其他諸藝人等に於ても其拔群あるものに至れば其藝を外にして別に自ら多少人氣を寄せるやうの風采性質を具ふるを常とす或は少しく飛び離れて新聞探訪者の如きもれにても上下百般の人に接して種々の質問と試を先方をして樂んで我れと談話して其腸襟を開かゝひるとの工合ふ至りては一種人に愛せらるゝ所の性質と具へざる可らず往年クリミヤ戰爭の際英國の某新聞社（倫敦タイムス新聞社と覺ゆ）より派遣ゑる戰地探訪者某氏は頗る探訪の術に長去戰地の事情を通信するの詳密精確なること他人の企て及ばざる所ありしが某氏は元來奇癖ある人物にして其容貌風采の快活酒落あるゝ巾すに及ばず音聲も亦頗ふる奇あるが中ふ就て其僕と呼ふの聲は特に奇にして面白く一度之れを聞きたるものは再び之を聞きたがる程なりしかば何人を訪問するも人留あ之れを愛して快よく之れと語ることを好み扱てこそ好探訪者の名を得たるものゝありと云ふ顧ふて商店の番頭の位地如何を考ふるふ矢張り人氣と寄するの箇處と簡ふることを要をるものゝ如し其故如何と云ふに凡そ人の商店に群集するは其店の品物の他よりも嚴あると主として之れが原因たるべしと雖ども其店の者が世群愛敬を旨として客の歓心を引き寄するふとも亦其一原因たるべけれどなり抑も商店の番頭は其店の性質次第、多少其撰と異にもとも兎に角正直の者ならざる可らず人の性質の正邪い一見して判断ふ得べきもれも非ざれば當人の平生を熟知するものに就て其行狀と質問し又其父母の履歷を顧べ當人の年齢尚甚ゞ幼にして後來の方向如何を卜する能はざるが如き場合にい先づ其父母の人となりを目當てにして之れを取捨すること肝要あり性質の快活にして頓智する所なく一見甚ゞ賑かゝして毒氣あきは人の愛顧を引くの要素にして至極結構なりと雖ども之れに粗暴頑愚性質を伴ふもれは決して店れ者たるに適せず又利發にして掛引きに長じ客の氣合を見るの敏あるは宜ふれども左ればとて實著の風に乏しく浮薄軽躁の氣と帶びて所謂生馬の目を抜くが如きものも亦甚ゞ危險なり優美温順なるい妙ありと雖ども左りとて鈍ゞ不活潑にして決斷に乏しきは不妙あり此等の撰び其責任者にも關係することなれば各取捨する所あることゝ為ん雖ども氣して店の者は無經驗して談話を書くし[illegible]なれども等に對して常ふ欣然の色を帶ふると要す又此輩の氣質に次て人と接応に渋滞すべきものは其人の容貌風采あり容貌い必ずしも美麗にして玉の如きものゝ貴ふには非ず鼻高く色白く面相端然として申分あきも滿面何にとなく愛敬なくして恰かも木偶人の如く應對振に興味あくして俗に云ふ人付のせぬものは商賣人向きの容貌ふ非らず商賣人い奇異なる醜男子にても差支なし或は一風變りさる狀貌を具へて一たび之れと見たるものは永く之れと忘るゝことあきが如きも面白うらん美ふも醜化も其中何んとあく愛敬ありて人付の善きふそ專一あれ近頃の事なり或人其友人を某幼稚學校の教師に薦免たるふ校長某氏は學力品行等の事ふ付て別に一言を發せず唯「捕者は彼きの容貌が氣に入りませぬ」との申分ふて之れを謝絶ふさりと云ふ蓋し亦見る所ありしものと思はる深く世情を究めざるものは容貌風采など云ふふとい實際の變際上に關係あきものなりと思ふ者もあらんゝあれとも其實は決して然らず今日の實際に於ても所謂自然淘汰の理ふて商人社會官員社會職人社會等の區別を立てゝ扨て其中の人物を見れば概して其社會に固有する官員面職人面等一種の容貌風采を所持するものゝ如ふ即ち八字髭を捻り廻すものい世辭を丸める商店の番頭には不向きと得せしむるの一點に於ても迚も男子の企て及ばざる所あれば我輩い我國の商店が書來の慣例を破りて其業務の婦人に適する限りい婦人を以て其方面に當らふ先んことを渇望するものあり（未完）

官報

○勅令

駿北海道水產稅則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿年三月廿八日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第六號

北海道水產稅則

第一條　北海道水產物產業人ハ此稅則ニ從ヒ水產稅ヲ納ムヘシ○第二條　北海道廳長官ハ水產稅ヲ徵收スル爲メ水產物產業人ノ組合ヲ定ムヘシ○第三條　水產稅ハ各組合水產物產出高價額百分ノ五ヲ以テ其組合一箇年ノ稅額ト爲シ之ヲ各產業人ニ賦課スルモノトス○第四條　此稅則ニ載テ水產物トハ左ノ種類ヲ云フ

第一類　生鰊、生鮭、生鱒、生鯖、生鰤、生鮪、生鮟、生鯉、海鳥

第二類　魚粕、乾身鰊、乾胴鰊、乾春割鰊、乾外割鰊、乾二ツ割鰊、鰊締粕、搾鮭、搾鱒、搾鯖、搾鮪、搾鯉、乾鮭、乾鱒、乾鮪、乾鮭、乾鮑、乾河豚、煎海鼠、鱈、海鼠殼、乾海鼠、乾牡蠣、昆布、細布、布海苔、若布、銀杏草

第五條　此稅則ニ於テ水產物產業人トハ第四條第一類ノ水產物ヲ採取スル者又ハ原品ニ勞力ヲ加ヘテ第四條第二類ノ水產物ト爲ス者ヲ云フ○第六條　水產稅ハ明治十五年ヨリ同十七年マテ三箇年間ノ水產物產出高ヲ平均シ其三箇年間北海道ニ於テ該稅品揚下ヲ爲シタル代價ヲ平均シテ價額ヲ定メ其組合ノ稅額ヲ算出スルモノトス但明治二十年以後三箇年以上ヲ經過シ大凡大區ニ於テ北海道ノ全部又ハ其幾分ニ就キ水產物既定ノ價額不相當ナリト認ムルトキハ更ニ最近三箇年間ノ產出高并其賣買相場ヲ平均シテ之ヲ改正スヘシ○第七條　第四條第一類ノ水產物ヲ以テ第二類ノ水產物ト爲ストキハ第二類ノ水產物ニ付キ課稅ス○第八條　水產物產業人トナラヘシ○第九條　稅額委員ハ各目ノ稅額ヲ定メ其目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但收稅委員ハ北海道廳ノ官吏ヲ以テ之ヲ任ス○第十條　收稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但收稅委員ハ北海道廳ノ官吏ヲ以テ之ヲ任ス○第十一條　收稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但收稅委員ハ北海道廳ノ官吏ヲ以テ之ヲ任ス○第十二條　納稅者ノ產業ヲ使用スル器具ハ稅額ヲ賦課スルモノトス但公賣ニ屬スル器具ハ稅額ヲ賦課スルモノトス○第十三條　納稅者ノ產業ヲ爲シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第十四條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第十五條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第十六條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第十七條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第十八條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第十九條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第二十條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第二十一條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第二十二條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第二十三條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第二十四條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第二十五條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第二十六條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第二十七條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第二十八條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第二十九條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第三十條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第三十一條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第三十二條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第三十三條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第三十四條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第三十五條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第三十六條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第三十七條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第三十八條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第三十九條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第四十條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第四十一條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第四十二條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第四十三條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第四十四條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第四十五條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第四十六條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第四十七條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第四十八條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第四十九條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第五十條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第五十一條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第五十二條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第五十三條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第五十四條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第五十五條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第五十六條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第五十七條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第五十八條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第五十九條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第六十條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第六十一條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第六十二條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第六十三條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第六十四條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第六十五條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第六十六條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第六十七條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第六十八條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第六十九條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第七十條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第七十一條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第七十二條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第七十三條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第七十四條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第七十五條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第七十六條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第七十七條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第七十八條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第七十九條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第八十條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第八十一條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第八十二條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第八十三條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第八十四條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第八十五條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第八十六條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第八十七條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第八十八條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第八十九條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第九十條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第九十一條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第九十二條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第九十三條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第九十四條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第九十五條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第九十六條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第九十七條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第九十八條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第九十九條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百一條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百二條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百三條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百四條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百五條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百六條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百七條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百八條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百九條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百十條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百十一條　納稅者ノ產業ヲ廢シタル日ヨリ稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス但稅委員ハ各目ノ產物ヲ產出スル產業人ニ對シ稅額ヲ賦課スルモノトス○第百十